

令和7年度 奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金
募 集 要 領

本補助金は、「奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき実施するものであり、募集に関する内容は次のとおりとします。

1. 趣旨

魅力ある地域づくりや地域課題の解決を推進し、さらなる地域振興を図るため、市町村等が、大学等教育・研究機関及び、法人・その他の団体と相互に連携する取組を支援することにより、魅力ある地域づくりを推進することを目的とします。

2. 補助対象事業

市町村等が核となり実施する補助金交付要綱第4条に定める事業とします。

3. 補助対象期間

補助金交付要綱第10条により交付決定を受けた日から、申請した事業期間の末日もしくは令和8年3月末までのいずれか早い日までとします。

補助金交付決定前に事業に着手（準備開始も含む）した場合は、その間に発生した経費は補助金の対象となりません。ただし、事前着手を希望する場合は、補助金交付要綱第7条第1項第3号の規定に基づき、指令前着手届（第4号様式）の提出が必要です。事業が採択を受けた場合、補助金交付要綱第8条の規定に基づき、指令前着手届（第4号様式）を提出した場合は、事前着手分も補助金の対象となり得ます。指令前着手届（第4号様式）を提出した場合であっても、指令前着手が認められないことがあります。

※計画期間は複数年でも可としますが、補助対象期間は上記の期間となります。

また、複数年計画であっても計画期間すべての補助金交付を保証するものではありません。

4. 補助対象事業費

補助金交付要綱第5条に定める経費です。

次に、区分ごとに定義・事例を記載します。申請上補助対象事業費であっても、詳細を確認した上で審査の結果、補助対象外事業費となることがありますので、予めご了承ください。

※消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

（1）「補助対象」事業費の区分と定義・事例

区 分	左の定義・事例
① 報償費	講演会、講習会、研究会における講師に対する講演料 等
② 旅費	公共交通機関の利用料、滞在のための宿泊費 等
③ 需用費	印刷製本費 パンフレットやリーフレットの印刷、製本費用、事務用紙 等

	消耗品費 事務用文具類、複写機トナー代、種苗 等 （短期間若しくは1回の使用によって費消されるもの又は備品に該当する一部の場合を除き、一品の取得価格若しくは評価額が10万円未満の物品の購入）
④ 役務費	通信運搬費 郵便切手・はがき、宅配便料金、電話等回線使用料 等 広告料 テレビ・ラジオ、新聞、雑誌等の広告料や宣伝費 等 手数料 サービスの提供を受けたことに対する経費 等
⑤ 委託料	イベント開催時の警備委託、専門知識を必要とする事務、事業、調査、研究の委託 等
⑥ 使用料及び賃借料	講習会・会議等の会場使用料、自動車やパソコンのリース料、寺院等の見学科 等
⑦ 原材料費	原料又は材料費
⑧ 負担金	講習会の参加費や団体への負担金 等
⑨ 補助及び交付金	事業実施するのに必要となる補助金や交付金 等

※⑧⑨の使途は①～⑦に該当するものに限ります。

（2）「補助対象外」事業費の区分と定義・事例

区分	左の定義・事例
① 人件費	市町村等の職員の人件費、市町村等を除く補助対象事業者の構成員に対する人件費 等
② 食糧費	懇親会、交流会等の飲食代及びそのための会費、会議等のお茶代、イベントスタッフの弁当代 等
③ 工事請負費	土地・建築物の造成若しくは製造及び改良の工事費、建物等の移転及び除去の工事費 等
④ 公有財産購入費	土地・建物等の不動産、物件の取得費 等
⑤ 備品購入費	一品の取得価格若しくは評価額が10万円以上の物品の購入費 10万円未満であっても、比較的長期間使用し、かつ原形を変えることなく長期間保存できるもの 例）机、椅子、暖房器具 等
⑥ 一般管理費	総務・経理等 管理に要する間接的費用 等

5. 補助率について

補助対象事業の実施地域（以下「事業実施地域」という。）に『奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例（令和4年4月1日施行）』第2条第1項第2号に規定する南部・東部市町村（以下「南部・東部市町村」という。）を含む場合は、補助率1／2が適用となります。なおこの場合、南部・東部市町村に補助対象事業の成果を得られることが必要です。

また、事業実施地域には、その補助対象事業の成果が及ぶ地域であることも含みます。

（例：民間事業者と連携し、南部・東部市町村の特産品を東京での物産展で販売）

奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例（抄）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 南部・東部市町村 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡山添村、宇陀郡曾爾村及び御杖村、高市郡高取町及び明日香村並びに吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村をいう。

事業実施地域が南部・東部市町村以外の市町である場合は、補助率1／3が適用となります。

6. 補助上限額および下限額について

補助金交付要綱第5条に定めたとおりです。

予算額と一次募集採択合計額との差額を枠とします。（募集枠：若干）

7. 応募について

補助金交付要綱第7条に基づき、補助対象事業を実施しようとする補助対象事業者のうち事業協働計画書等を提出できるのは市町村等のみです。連携する事業者と協議のうえ、以下の書類（事業協働計画書等）を作成し、下記の通り提出してください。

同一計画の実施期間は最長3年間とします。審査により初年度分の採択を受けたとしても、3年間の補助を保証するものではありません。翌年度以降も事業を継続し、補助を受けたい場合は、毎年度審査を行いますので、改めて事業協働計画書等の提出が必要です。

（1）提出書類（様式は奈良県美しい南部東部振興課のホームページから入手してください。）

① 奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業協働計画書（第1号様式）

複数の市町村等が連携する場合、連名による提出となります。その際別紙については、連携する複数の市町村等の内容を併せて記載し代表となる市町村がわかるように記入してください。

（同一事業で連携する市町村等毎の作成・提出は不可）

② 事業連携先の概要（第2号様式）

③ 事業にかかる収支予算書（本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者が市町村等にあつては第3－1号様式、大学等教育・研究機関、法人・その他団体にあつては第3－2号様式）

④ 補助金交付要綱第8条の規定に基づき指令前着手を希望する場合は、指令前着手届（第4号様式）

※指令前着手届の申請者には、補助金交付申請予定者の情報を記入してください。

（2）提出先・提出期限

- ① 提出先：下記URLのとおり

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J3000008SODM&entry=1>

- ② 提出方法：奈良スーパーアプリによる提出

- ③ 提出期限：令和7年5月16日（金）17時（厳守）

※5月16日（金）17時の期限を過ぎると、審査対象になりませんので、ご注意ください。

スーパーアプリでの登録（入力フォームをすべて記入し、様式のファイルアップロードまで）を必ず17時まで済ませてください。

5月16日の17時以降も登録できる仕様になっていますが、期限を過ぎた登録については、審査対象となりません。

（3）提出にあたっての留意事項

- ① 複数の市町村等の連携による事業協働計画書等の作成・提出にあたっては、補助対象事業の内容を踏まえ、予め代表する市町村等を決めてください。代表市町村等の担当者は、第1号様式の2. 代表市町村担当者連絡先の所属/職・氏名欄に市町村等名から記入してください。

- ② 全ての書類について、押印不要です。

- ③ 提出期限は厳守をお願いします。期限を過ぎると受付できません。

提出資料の内容について、問い合わせる可能性があります。県からの問合せ等に対して期限まで（概ね1週間以内）に回答がない場合は、計画提出を辞退したものとみなします。

- ④ FAX やメール、郵送による提出は受付しません。

- ⑤ 採択された事業は、効果分析や周知広報等の目的で、個人情報や法人の経営状況に関する情報等を除き、内容を公表する場合があります。

- ⑥ 採択されなかった場合でも事業協働計画書等の返却は行いません。

- ⑦ 交付申請時に、交付申請者の確認書類（シラバス等授業計画や登記簿謄本等）の提出を求める場合があります。

8. 事業協働計画書等の審査

7（1）で提出された事業協働計画書等は、補助金交付要綱第7条第2項に基づく審査会（以下「審査会」という。）において、以下のポイントを総合的に勘案して、採択の可否を決定します。

（1）審査項目と審査のポイント

審査項目	審査のポイント
事業目的の妥当性	・ 本事業の目的にかなっているか。 ・ 事業実施地域における課題やニーズとその背景・要因を的確に捉え、それらに十分に対応する事業であるか。
事業計画の妥当性	・ 連携先の大学等教育・研究機関、法人・その他の団体の活動実績、実施体制など事業の目的に合っているか。また遂行能力は十分か。 ・ 実施方法が、具体的かつ有効なものであり実現可能であるか。 ・ 複数年計画の場合、妥当性があるか。

	・市町村等の積極的な関与がみられるか。
新規性・創意工夫	・事業実施地域において、新規性のある事業計画であるか。 ・事業計画はブラッシュアップ等拡大・発展性のあるものか。 ・創意工夫がみられるか。
事業成果	・連携先の役割が具体的で、かつ目的に合った効果が期待できるか。 ・事業成果の見込みは具体的か（過大に設定していないか）。 ・行政職員のみに波及する効果ではなく、交流の拡大など対象地域の活力向上や持続的発展が期待できるものか。 ・研究成果等のフィードバックにより、行政や地域が新たな知見やアイデアを享受することができるか。 ・地域に対する経済効果等が認められるか。 ・収支面・実施体制ともに、一過性ではなく持続的な効果を得られるような工夫がみられるか。
収支計画	・資金の確保は確実か。 ・収支見込は適切か。 ・不適正な経費が計上されていないか。
自走性	・補助金交付が終了した場合でも、事業効果が継続できるような体制や収支計画になっているか。

（2）審査結果の通知

審査結果は、採択・不採択にかかわらず事業協働計画書等の提出があった市町村等（複数の市町村等の連携による事業協働計画書等の提出があった補助対象事業については、代表市町村）すべてに通知します。

なお、採択にあたり実施条件を付することがあります。不服がある場合は、補助金交付要綱第11条に基づき申請を取り下げてください。

9. 交付申請及び交付決定

計画が採択された場合、8（2）通知書に示す提出期日までに、補助金交付要綱第9条第1項に基づき、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金交付申請書（第5号様式）を市町村等を通じて提出してください。申請後、県から交付決定通知書を市町村等へ送付します。

- ・提出期日は厳守してください。期日を過ぎますと交付決定ができない場合があります。
- ・交付決定前に事業に着手（準備開始も含む）した場合は、その間に発生した経費は補助金の対象となりません。ただし、指令前着手届（第4号様式）を提出し、承認された場合は補助金の対象となり得ます。
- ・交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助上限額を明示するものであり、補助金の支払額を約束するものではありません。

10. 変更承認申請

補助金交付要綱第12条に基づく軽微な変更は、第3-1号様式及び第3-2号様式の収支予算書2. 支出の部、区分欄に配分された経費のうち、補助対象事業費の20パーセント以下の増減とします。

1 1. 概算払

事業目的達成のために必要があるときは、事業期間の間に1回限り交付決定を受けた金額のうち7割までの金額について、概算払を申請することができます。（第8号様式）

1 2. 事業の変更について

事業協働計画書 別紙の2. 事業連携先（代表者職・氏名及び担当者連絡先を除く）又は3. 事業対象市町村・地域、7. 事業概要及び10. 事業内容に変更があった場合は、市町村等から早急に県に連絡すること。

変更内容により補助金交付要綱第12条第3項に規定する補助事業の中止（廃止）に該当する場合がありますので、ご注意ください。

1 3. 実績報告

補助金交付要綱第16条に基づく実績報告は、事業完了後、30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日いずれか早い日までに提出してください。なお補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までとなります。

補助金交付要綱に定めるその他知事が必要と認める書類は、交付決定日から事業完了までの間における、契約から支払いまでの一連の支出実績がわかる書類です。以下に例示します。

例) 契約書・発注書（写）、納品書・完了届（写）、イベント等記録写真、印刷物作成費の場合はその成果物、請求書（写）、領収書（写）

1 4. スケジュール

① 計画書受付期間：4月21日（月）から5月16日（金）17時まで（厳守）

※5月16日（金）17時の期限を過ぎると、審査対象になりませんので、ご注意ください。

② 審査会の開催：6月中旬頃→すみやかに審査結果を通知

③ 交付申請の提出：審査結果通知から6月下旬頃まで

④ 交付決定：7月中旬頃まで

1 5. 関係資料等のホームページ掲載

補助金交付要綱、様式、QA等は県美しい南部東部振興課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nara.jp/item/307589.htm#itemid307589>

1 6. お問い合わせ先

【交付要綱、募集要領について】

総務部知事公室 美しい南部東部振興課 産官学連携補助金担当

令和7年4月21日（2次募集）

電話：0744-48-3015

お問い合わせ等は必ず市町村等からお願いします。

【様式への記載について】

南部・東部地域19市町村：総務部知事公室 美しい南部東部振興課

総務企画係 産官学連携補助金担当

0744-48-3015

その他20市町：総務部知事公室 市町村振興課 産官学連携補助金担当

0742-27-9984